

一般社団法人送電線建設技術研究会東北支部地区活動部会要領

制定	平成13年	4月24日
改定	平成15年	4月23日
改定	平成23年	5月31日
改定	令和2年	1月20日
改定	令和3年	6月30日

1. 総 則

一般社団法人送電線建設技術研究会東北支部部会に関する規程第2条により地区活動部会（以下「地区部会」という）に関する要領を次のとおり定める。

2. 設 置

地区部会は、東北電力ネットワーク株式会社支社単位毎に設置する。

3. 活 動

地区部会は、次の活動を行う。

- (1) 送電線工事における安全・合理化に関する事項
- (2) 送電線工事従事者の研修及び労働環境改善に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

4. 構 成

地区部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 地区部会は、東北電力ネットワーク株式会社各支社の送電統括リーダー・各電力センター課長並びに当該地区の地区会員と株式会社ユアテック各支社の工務部送電課長とする。
- (2) 地区部会は、委員長、幹事1名と委員で構成する。
- (3) 委員長は、地区会員の中から地区部会で選任する。
ただし、地区会員の在籍がない場合には、幹事が兼任するなど地区部会で決定する。
- (4) 委員長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (5) 幹事は、株式会社ユアテック各支社の工務部送電課長とする。
- (6) 地区部会は、委員長が招集する。委員長不在のときは幹事が代行する。
- (7) 地区部会は、事業計画、事業報告及び収支決算書を支部事務局に提出する。
- (8) 地区部会は、支部の関係者及び他地区部会の関係者をオブザーバーとして、招へいすることができる。

5. 経 費

地区部会の経費は、東北支部の交付金をもって充当する。

6. 附 則

本改定要領は、令和3年7月1日から施行する。

業 務 運 営 委 員 会 要 領

制定	平成 6年	7月18日
改定	平成11年	3月 1日
改定	平成13年	4月24日
改定	平成13年	8月24日
改定	平成15年	4月23日
改定	平成23年	5月31日

1. 総 則

一般社団法人送電線建設技術研究会東北支部委員会に関する規程第4条により業務運営委員会（以下「委員会」という）に関する要領を次のとおり定める。

2. 構 成

委員会の構成は、支部幹事、技術・教育・安全部会の委員長及び事務局長とする。
ただし、本委員会の委員長が必要と認めた場合は、上記以外の委員の委嘱又は委員会出席を要請することができる。
なお、委員会の開催は、委員長が招集する。

3. 活 動

委員会は、次の活動を行う。

- (1) 支部総会、役員会の企画運営に関する事項
- (2) 各部会における活動計画への援助協力又は共通問題について検討・調整
- (3) 支部情報・機能に関する事項
- (4) その他業務に必要な事項

5. 附 則

本改定要領は、平成23年5月31日から施行する。

支 部 選 考 委 員 会 要 領

制定	平成15年	4月23日
改定	平成18年	3月22日
改定	平成23年	5月31日
改定	令和2年	1月20日

1. 総 則

一般社団法人送電線建設技術研究会東北支部委員会に関する規程第4条により支部選考委員会（以下「委員会」という）に関する要領を次のとおり定める。

2. 構 成

委員会の構成は、支部幹事、技術・教育・安全部会の委員長、事務局長及び東北電力ネットワーク株式会社1名及び教育部会・安全部会の幹事（資格認定に関する事項に限る）とする。

ただし、本委員会の委員長が必要と認めた場合は、上記以外の委員の委嘱又は委員会出席を要請することができる。

なお、委員会の開催は、委員長が招集する。

3. 活 動

委員会は、次の活動を行う。

(1) 本部賞、支部賞に関する事項

- a. 本部賞（技術進歩賞、技術開発賞、功績賞、杉山賞、功労賞及び技能顕彰）候補者を選考し、支部長に答申する。支部長は、候補者を理事長に申請する。
ただし、技術開発賞、功績賞及び技能顕彰候補者については、会員より申請のあった者から選考する。
- b. 支部賞（奨励賞、功労賞）候補者を選考し、支部長に答申する。
- c. 選考基準は、次のとおりとする。
 - ① 本部賞は、本部規程による。
 - ② 支部奨励賞に該当する者は、工具、工法、安全等の創意工夫及び新工法の開発・改良の提案優秀な者とする。
 - ③ 支部功労賞に該当する者は、支部活動に優れた成果をあげ、多大な功績があった者とする。
- d. 支部賞表彰は、支部定時総会に於いて行う。

(2) 資格認定（理事長、支部長）等に関する事項

- a. 現場代理人資格（理事長、支部長）認定に関する事項
- b. 作業班長資格（理事長、支部長）認定に関する事項
- c. その他の資格認定に関する事項
- d. 支部長資格認定（現場代理人、作業班長）に必要な事項は、別に定める「支部長認定現場代理人資格認定要領」並びに「送電線路作業班長資格認定要領」による。

(3) 叙勲受賞候補者の推薦に関する事項

- a. 春・秋の叙勲受賞候補者の推薦に関する事項

4. 附 則

本改定要領は、令和2年4月1日から施行する。